

うらかわ創業支援補助金

創業の取組み促進による地域経済活性化

創業者・第二創業者へ 創業等費用の対象経費の **3分の2以内** **最大100万円補助**

創業者：①個人開業した者
②新たに法人を設立した者

第二創業者：事業承継を行った個人・法人であって、
業態転換または新事業・新分野進出を行う者

◎下記の要件を満たしていることが必要です。

対象者

【個人事業主の場合】・町内に住所を有すること。

【法人の場合】・(1)と(2)のどちらも満たすことが必要です。

- (1) 代表者が町内に住所を有すること。
- (2) 法人登記上の本社と事務所・店舗・工場等の事業拠点
が町内にあること。

対象経費（国の創業・事業承継補助金の対象経費に準じる）

- | | | |
|----------------|---------|---------|
| ①設立・廃業登記に必要な経費 | ⑥謝金 | ⑪修繕費 |
| ②従業員の人件費 | ⑦旅費 | ⑫解体・処分費 |
| ③店舗等借入費（水道光熱費） | ⑧広告宣伝費 | ⑬原状回復費 |
| ④原材料・消耗品費 | ⑨委託・外注費 | |
| ⑤市場調査費 | ⑩設備費 | |

※対象者とならないもの

- ①農業担い手支援対策事業の対象者
- ②漁業担い手等支援事業の対象者
- ③風営法規定の営業
- ④暴力団関係者による営業
- ⑤町税等の滞納者

※対象外の経費の例

- | | |
|----------------|------------------|
| ①車両購入費 | ⑥携帯電話 |
| ②食糧費 | ⑦来客用の雑誌 |
| ③敷金・礼金・通勤用駐車場 | ⑧決算・申告料、警備保障 |
| ④他の補助金を受けている家賃 | ⑨接待飲食費 |
| ⑤自己所有の賃貸物件 | ⑩国や道その他の補助金の対象経費 |

交付手続き

